

事業方式		概要	事業スキーム
従来型	市が施設所有	①従来方式(分離分割型)	<p>通常の公共事業の実施手法であり、市の財政資金を用いて、設計・施工・維持管理について、分離分割して民間事業者へ委託及び発注する。</p>
		②DB方式(設計施工一括発注方式) Design Build	<p>通常の公共事業として、民間事業者に設計・施工を一括して発注する。</p>
民活手法(PFI法に拠らない)	市が施設所有	③DBO方式 Design Build Operate	<p>通常の公共事業として、市が施設の所有権を有したまま、民間事業者に設計、建設、維持管理等業務を一体的に発注する。</p>
		④買取方式	<p>①～③では原則請負契約であるのに対し、④は民間事業者が設計・建設した建物(合築の場合は床)を市が買取る売買契約方式(豊島区型)。維持管理業務を管理組合等に委ねる維持管理業務付きの売買契約の場合もある。</p> <p>※維持管理条件付きの場合</p>
PFI法に準拠	民間が施設所有	⑤BT方式 Build Transfer	<p>PFI法に基づき、民間事業者自らが資金調達を行い、設計・建設業務等を一体的に行い、施設整備後に所有権を市に移転する。</p>
		⑥BTO方式 Build Transfer Operate	<p>PFI法に基づき、民間事業者自らが資金調達を行い、設計・建設業務等を一体的に行い、施設整備後に所有権を市に移転し、その後事業契約に定められた期間、維持管理等業務を実施する。</p>
		⑦BOT方式 Build Operate Transfer	<p>PFI法に基づき、民間事業者自らが資金調達を行い、設計・建設業務等を一体的に行い、施設整備後、事業契約に定められた期間、維持管理等業務を実施し、事業期間終了後に、所有権を市に移転する。</p>
		⑧BOO方式 Build Operate Own	<p>PFI法に基づき、民間事業者自らが資金調達を行い、設計・建設業務等を一体的に行い、施設整備後、民間事業者が施設を所有したまま維持管理等業務を実施する。期間終了後の施設の取り扱いは民間事業者の判断による。</p>
		⑨BLT方式(リース方式) Build Lease Transfer	<p>民間事業者自らが資金調達を行い、設計・建設・維持管理業務を一体的に行うリース契約により、施設を市に一定期間リースする(施設所有権は施設整備後に市に帰属)。一般的に小規模公共施設で導入事例が見られる。</p> <p>※リース料収入により資金回収</p>